

# 誓約書

下記1の市発注工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記2(8)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（本市の議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者をいう。）に提供することについて同意する。

## 記

### 1 契約の件名 \_\_\_\_\_

契約締結日 令和 年 月 日

### 2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
  - ア 条例第2条第4号で規定する暴力団
  - イ 条例第2条第5号で規定する暴力団員
  - ウ 条例第2条第7号で規定する暴力団密接関係者
- (2) 下請契約及び資材又は原材料の購入契約その他本工事契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の受注者としなすこと。
- (3) 受注者は、下請契約等（受注者が本工事契約の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、そのすべての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
- (4) 受注者が前3号のほか、本工事契約（暴力団排除に関する部分に限る。）及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (5) 受注者は、下請契約の受注者から、この誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約の締結後直ちに提出させ（一次下請契約の受注者が二次下請契約を締結した際は、二次下請契約の受注者に対し発注者あての誓約書を提出させ、三次以下すべての下請契約についても同じ。）て保管し、当該誓約書を本工事契約の規定による工事が完成した旨の通知をする時までに発注者へ提出すること。ただし、各下請契約の契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円以下の場合には、この限りでない。
- (6) 受注者は、下請契約の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約の受注者がこれに応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
- (7) 発注者が、第5号により下請契約の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちにこれを提出すること。
- (8) 発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するか否かを確認するために、それらの役員等（尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (9) 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- (10) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するよう指導すること。
- (11) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告し、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

令和 年 月 日  
尼 崎 市 長 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法 人 名 〕

代表者名

印

(注)「代表者名」欄は、原則として代表者による手書署名としますが、法人等の団体で代表者が署名できない場合は、手書署名に代わり記名押印としても可とします。

(参考)

**尼崎市暴力団排除条例**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。
- (2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で公共の利益を目的とした活動を行う個人又は法人その他の団体(以下「法人等」という。)をいう。
- (3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する事務所をいう。
- (4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。
- (7) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
  - イ 暴力団員を、その業務に関し、監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
  - ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者(法人等を除く。)
    - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用する行為
    - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益供与」という。)をする行為
    - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ 法人等である事業者で、その役員又は監督責任者がウ(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する行為をしたもの
- オ アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を相手方として、市が締結する契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

**尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱**

第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第7号アに規定する役員をいう。)及び監督責任者(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。)をいう。以下同じ。)
  - イ 法人等以外の者にあっては、その者及びその監督責任者